

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公開番号】特開2013-100339(P2013-100339A)

【公開日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2013-13211(P2013-13211)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 K 8/84 (2006.01)

A 6 1 K 8/22 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/84

A 6 1 K 8/22

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋ポリビニルピロリドンと過酸化水素との複合体を含む過酸化物増白剤；
ピロリン酸カルシウム、炭酸カルシウム、及びリン酸二カルシウムからなる群から選択される研磨剤；
歯石抑制薬；および

実質的に無水のキャリヤー

を含む単相型口腔ケア組成物であって、

キャリヤーが、エチレンオキシド／プロピレンオキシドのコポリマーを含む、前記単相型口腔ケア組成物。

【請求項2】

研磨剤が炭酸カルシウムである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

研磨剤がピロリン酸カルシウムである、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

研磨剤がリン酸二カルシウムである、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

歯みがき剤である、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

歯石抑制薬が、ポリホスフェート、ヘキサメタリン酸塩、ポリオレフィンスルホネット、及びこれらの2種以上の組み合わせから選択される剤である、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

キャリヤー中のすべての水の濃度が、4%未満である、請求項1～6のいずれか1項に

記載の組成物。

【請求項 8】

さらにラウリル硫酸ナトリウムとフッ化物源とを含む、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載の組成物。